

サッコサガザワ会員規約

第1条 定義

1. 「本施設」: サッコサガザワを指します。
2. 「会員」: 本施設の利用契約を締結し、規約に同意した個人または法人を指します。
3. 「個人会員」: 会員のうち、個人が会員となっているものを指します。
4. 「法人会員」: 会員のうち、法人が会員となっているものを指します。
5. 「代表者」: 会員の代表として契約を行う個人を指します。
6. 「主たる利用者」: 代表者を含む最大3名までの、本施設を利用する権利を持つ個人を指します。
7. 「知人や家族」: 主たる利用者が招待する友人、知人、家族等を指します。
8. 「管理者」: 本施設の運営・管理を行う株式会社 Okibi を指します。
9. 「メンバー」: 管理者を含む本施設の会員全員を指します。
10. 「Discord 等」: Discord や Slack、LINE など管理者が指定する、本施設の運営、利用等に用いるオンラインコミュニケーションサービスを指します。

第2条 適用範囲

1. 本規約は、本施設の会員資格に関する条件、会員による本施設の管理や利用に関する条件、および管理者が会員情報を利用する際の条件を定めるものです。
2. 会員は、本規約に同意した上で、本施設の提供するサービスを利用することができます。

第3条 会員資格

1. 会員は、Discord 等及びクレジットカード(管理者が指定するクレジットカードブランドに限ります。)を利用できることを条件とします。
2. 会員は、本施設の Values & Rules に共感し、遵守することを誓約します。
3. 会員は、契約時に代表者を決め、代表者を含む最大3名までを主たる利用者(代表者1名、サブ2名)として登録できます。
4. 会員(法人会員の場合は主たる利用者のみ)は知人や家族を招待して利用することができます。宿泊する人数が多い場合は、別途宿泊料金を寄付という形で支援のお願いをします。

第4条 利用料金及び支払方法

1. 本施設の利用料金及び支払方法については、個人会員向け費用細則(別紙1)及び法人会員向け費用細則(別紙2)をご参照ください。

第5条 契約期間と更新

1. 契約期間は1年間とし、契約年度は8月から翌年7月末日までとします。契約開始が契約年度の途中であっても、契約期間は毎年7月末日に終了し、更新時期を統一します。
2. 会員が契約終了の1ヶ月前までに管理者に対して更新しない旨の通知をしなかつた場合、自動的に契約は1年間更新され、以後同様とします。

第6条 会員の権利と義務

1. 会員は、本施設内のキャンプサイトを自由に利用できますが、知人や家族を招待する場合は、事前に他のメンバーに通知する必要があります。宿泊は会員1名を含まず最大5名まで無料で招待でき、それ以上の場合は宿泊料を支払う必要があります。
2. オプションで小屋の利用を行う会員は、1法人、1会員または1組につき1つの小屋を指定し、建物の構造に重大な影響を与えない範囲で自由にDIYできます。ただし、本施設に設置された全ての小屋につきオプションが設定された場合には、小屋の新規オプション設定を一時的に中止することがあります。
3. 会員は、場内整備用の備品を無償で使用することができ、自由に場内整備を行なうことができます。
4. イベントの誘致や貸切に関しては、メンバー内に提案を共有し、実施の7日前までに了承を得ます。
5. 新たな設備の購入に関しては、予算の中からメンバー内で意思決定を行い、実行します。
6. 会員は、登録事項に変更があった場合、管理者の定める方法により当該変更事項を遅滞なく管理者に通知するものとします。

第7条 安全対策

1. 会員は、施設内の応急処置キットの設置場所を確認し、使用方法を理解することとします。
2. 会員は、施設内での自然災害、犯罪などの緊急事態が発生した場合は、直ちに管理者へ通知し、その指示に従うこととします。

第8条 環境保護

1. 会員は、ゴミの持ち帰りを徹底し、施設内にゴミを放置しないことを徹底します。将来的にごみ収集体制が整った場合、規則が変更されることがあります。
2. 施設内においては、直火の使用は禁止され、適切な焚火台使用をすることとします。将来的に特定のエリアに限り、直火が可能とすることを検討する可能性があります。

第9条 施設のメンテナンスと維持管理

1. 管理者は、施設の老朽化や設備の故障が発生しないよう、定期的なメンテナンススケジュールを設定します。
2. 会員は、小屋のDIYを行う際に最善の対策を自分たちで考え、適切な工具と材料を使用することとします。
3. 会員は、場内整備用の備品、持参した備品等を使用し、場内整備を行うものとします。
4. 管理者は、会員による本施設の設備やエリアの改善プロジェクトの起案を奨励し、協力します。

第10条 メンバー間の交流・トラブル等

1. 会員は、他のメンバーに対してリスペクトを持ち、互いに協力し合うことが求められます。
2. 利用者を含むメンバー間のトラブルが発生した場合、お互いの善意を持って解決することが求められます。最終的に問題が解決しない場合は、管理者に申し立ててください。

3. Discord 等を活用し、メンバー同士の円滑なコミュニケーションを促進することが推奨されます。
4. メンバーは、Discord 等を用いて、通知、提案、情報共有、決議事項の決定等を行います。

第 11 条 規約違反

1. 会員は、本施設の利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると管理者が合理的に判断する行為をしてはなりません。
 - (1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
 - (2) メンバーまたはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
 - (3) 公序良俗に反する行為
 - (4) メンバーまたはその他の第三者の知的財産、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
 - (5) 本施設の運営を妨害する恐れのある行為
 - (6) 対価を得て第三者を招待する行為
 - (7) 有償・無償を問わず、不特定多数の人を招待する行為
 - (8) 有償・無償を問わず、会員権を又貸しする行為
 - (9) 本施設内における定住
 - (10) メンバーまたはその他の第三者に対するビジネスの勧誘等
 - (11) メンバーまたはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
 - (12) 反社会的勢力等への利益供与
 - (13) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
 - (14) 前各号の行為を試みること
 - (15) その他、管理者が不適切であると合理的に判断する行為

第 12 条 退会とペナルティ等

1. 会員が退会を希望する場合は、退会希望月の 2 ヶ月前に管理者に対し通知するものとします。
2. 本施設のルールに違反した場合、改善指示が出され、それでも改善が見られない場合、本施設の利用を一時停止させたり、本施設の利用契約を解除したりすることがあります。
3. 前条各号に該当する行為に限らず、会員が法令に違反する行為等を行った場合、管理者の合理的な裁量により、即時退去命令を行うことがあります。原則として法令に違反する行為については即時警察へ届け出ます。
4. 退会時に、小屋の DIY によって建物が使用不可能な状態になっていた場合、修繕費を請求します。

第 13 条 免責事項

1. 本施設内の利用者を含む会員のケガや事故について、管理者は責任を負いません。適宜、アウトドア保険などをご利用ください。
2. 地震、落雷、火災、風水害、天災地変などの不可抗力により施設の利用ができない場合、その期間の費用は発生しません。なお、費用が発生しない期間については、後日、Discord 等により通知するものとします。

第 14 条 個人情報の取り扱い

1. 会員の個人情報は、管理者が適切に管理し、目的外使用せず、第三者に提供することはありません。

- 個人情報の取り扱いに関する詳細は、管理者のプライバシーポリシーに従います。(詳細は別紙:プライバシーポリシーをご参照ください。)

第 15 条 コミュニティ内でのやりとりの秘密保持

- コミュニケーション内でのやりとりや Discord 等上の個人情報や予約情報などは秘密情報として扱い、一般に公開することを禁止します。

第 16 条 本施設利用契約上の地位の譲渡等

- 会員は、管理者の書面による事前の承諾なく、本施設利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 管理者は、本施設運営にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利義務および会員の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項においてあらかじめ同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 17 条 連絡・通知等

- 本施設に関する問い合わせその他会員から管理者に対する連絡または通知、および本規約の変更に関する通知その他管理者から会員に対する連絡または通知は、Discord 等その他適切な方法にて行うものとします。
- 管理者が前項の方法により連絡または通知を行った場合、会員は当該連絡または通知を受領したものとみなします。

第 18 条 準拠法及び裁判管轄

- 本規約および本施設利用契約の準拠法は日本法とします。
- 本規約または本施設利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とします。

第 19 条 本規約等の変更

- 管理者は、管理者が必要と認めた場合は、本規約を変更できるものとします。
- 本契約を変更する場合、変更後の本規約の施行時期及び内容を管理者ウェブサイト上での掲示等適切な方法により周知し、または会員に通知します。ただし、法令上、会員の同意が必要となるような内容の変更の場合は、管理者所定の方法で会員の同意を得るものとします。

2024 年 7 月 26 日 初版作成
2024 年 10 月 17 日 第 2 版作成

別紙 1: 個人会員向け費用細則

1. 初期費用: 2 万円(税別)

2. 月額費用: 2 万円 + 管理費 5 千円(税別)

3. オプション料:

小屋利用(6畳サイズ)の場合: 1 万円(税別)

小屋利用(6畳超サイズ)の場合: 5 万円(税別)

4. 支払い方法: 月次/クレジットカード払いあるいは年間一括事前振り込み

※別途ご案内予定の”会費ペイ”サービスでのご登録

5. その他:

- ・知人や家族招待時の宿泊料等は別途通知(詳細は本則第5条を参照)
- ・特別優待やキャンペーンを実施した場合の料金は別途通知。

別紙2：法人会員向け費用細則

1. **初期費用**: 法人契約の規模に応じて個別に設定
2. **月額費用**: 法人契約の規模に応じて個別に設定
3. **支払い方法**: クレジットカード払い、銀行振込等
4. **その他費用**: 法人契約に含まれない追加サービス費用等は別途通知